

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月
② 平成5年6月

私は、学生時代に国民年金保険料は納付していなかったが、平成6年3月に大学を卒業し、同年3月28日に会社に入社後、送付されてきた納付書により社会人として、毎月、納付期日に注意しながら欠かさず保険料を納付してきた。ボーナス時には数か月分をまとめて納付したこともある。

申立期間①及び②が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人は、会社に入社直後の平成6年5月に、その時点で時効成立前の納付が可能な4年4月の国民年金保険料を過年度納付して以降、6年2月までの保険料について、申立期間①及び②を除き全て過年度納付していることが確認できることから、申立内容と一致するとともに未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ1か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料を毎月過年度納付していた当時は、会社に就職中であり、生活状況等にも特段の変化はなかったとしていることなどを踏まえると、申立期間も同様に保険料を過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月22日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和37年5月22日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述の人事記録以外の資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社に転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域の商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更は無く、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金

保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和43年10月*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている9人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から同年4月1日まで

昭和43年4月1日から49年8月31日までの期間、A社に継続して勤務していたが、年金事務所からの照会文書により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間の終期に当たる昭和46年4月1日付けで、A社B工場から同社C事業部に転勤したが、転勤の前後を通じ、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、D厚生年金基金提出の同基金加入者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（A社B工場から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が申立人と共に昭和46年4月1日付けで、A社B工場から同社C事業部に異動したと陳述していることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E

企業年金基金提出の申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届（写し）の記載を見ると、当初、資格喪失日として昭和 46 年 3 月 16 日と記載されていたものが、二重線（訂正印無し）によって同年 4 月 1 日に訂正されていることが確認でき、これについて、同基金は、「A社B工場は、社会保険事務所に対し、申立人の資格喪失日を、当初、昭和 46 年 3 月 16 日として届出したと考えられる。」旨回答しており、事業主も「資格喪失の届出を誤ったと思われる。」と回答していることから、事業主が同年 3 月 16 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 13664 (事案 13530 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年10月から15年3月までは14万2,000円、同年4月から同年6月までは18万円、同年11月は19万円、16年2月は16万円、同年3月は17万円及び同年11月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年7月1日まで
② 平成15年11月1日から同年12月1日まで
③ 平成16年2月1日から同年4月1日まで
④ 平成16年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成14年10月1日から20年3月1日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、一部期間については、「申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。」として、記録の訂正が必要とは認められなかった。

当該一部期間について、新たに給与振込口座の記録を提出するので、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料(給与明細書等)が見当たらず、ii) 申立期間に係る報酬月額を推認できる関連資料(給与振込口座の取引明細等)も無い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年9月28日付けで年金

記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から申立期間①、②、③及び④に係る給与振込口座の取引明細書が提出されたことから、当該明細書を見ると、申立期間①、②、③及び④において、オンライン記録における標準報酬月額を大幅に上回る給与額が振り込まれていることが確認できる。

また、A社の複数の同僚から提出された給与明細書並びに同社から提出された給与明細書控え及び賃金台帳から、平成14年10月から15年8月までの期間、同年9月から16年8月までの期間及び同年11月から17年9月までの期間のそれぞれの期間において、各人の各期間中の厚生年金保険料の控除額は、同額であることが確認できることから、申立人の申立期間①、②、③及び④の健康保険料及び厚生年金保険料についても同額の保険料が控除されていたと考えるのが自然であり、申立期間①については、同社から提出された申立人に係る15年7月分給与明細書控え、申立期間②及び③については、同社から提出された同年9月分給与明細書控え、申立期間④については、同社から提出された16年12月分給与明細書控えにおいて、それぞれ確認できる保険料額が控除されていたものと推認できる。

さらに、A社から提出された申立人の平成15年7月分、同年9月分及び16年12月分の各給与明細書控えを見ると、申立人の給与から控除されているのは健康保険料及び厚生年金保険料のみであることが確認できることから、申立人の申立期間①、②、③及び④の報酬月額は、今回新たに提出された給与振込口座の取引明細書から確認できる各月の給与振込額に、前述の健康保険料及び厚生年金保険料を合算した額に相当すると考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成14年10月から15年3月までは14万2,000円、同年4月から同年6月までは18万円、同年11月は19万円、16年2月は16万円、同年3月は17万円及び同年11月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

夫は昭和36年6月5日から61年2月15日までの期間、A社に継続して勤務していたが、年金事務所からの照会文書により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

夫は申立期間の終期に当たる昭和38年6月1日付けで、A社B工場から同社C工場に転勤したが、転勤の前後を通じ、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(昭和36年6月1日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤

りがあったとしていることから、事業主が昭和 38 年 5 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を、昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月21日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和36年3月に同社に入社し、その後、同社B営業所へ転勤となり、41年9月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録を見ると、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間終期の昭和41年7月1日であることが確認できる。同営業所の給与事務担当者は、「申立期間当時、A社B営業所では、毎月、同社本社に勤怠データを送っており、同本社で給与計算が行われた後に、給与明細書が送られてきた。」旨陳述していることから、同営業所が適用事業所となるまでは、同社において厚生年金保険に加入させていたものと推認でき、申立期間に係る異動日については、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41

年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から同年11月13日まで
年金事務所から、「標準報酬月額又は資格喪失日が遡及して訂正されている。」との知らせを受け確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。当該事業所では、申立期間にも、それ以前と変わりなく18万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する18万円と記録されていたところ、平成13年11月28日付けで、同年7月1日に遡って15万円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年11月13日、以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の全喪日と同日に被保険者資格を喪失している申立人以外の被保険者5人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたA社に係る不納欠損決議書から、平成13年11月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所を実質的に経営していたとする者も、「詳細には覚えていないが、申立期間当時は経営状態の悪化により、厚生年金保険料を滞納していた。」と陳述している。

加えて、申立人は、「私はB職及びC職に従事しており、社会保険事務及び

経営には関与していなかった。」としているところ、前述の実質的な経営者は、「A社の経営に係る事務手続は全て私が行っていたので、申立人及び他の従業員は携わっていなかった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成13年11月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について同年7月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該減額処理は有効な記録の訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月29日から同年4月1日まで

A社に昭和33年10月14日から平成5年4月20日まで継続して勤務したが、同社本社から同社B事業部C工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、D健康保険組合の記録、雇用保険の加入記録及び同僚が保管していた申立期間の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（A社本社から同社B事業部C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社本社から同社B事業部C工場に異動したとする同僚から提出された日記に、昭和46年3月29日から同工場での業務を開始したと記載されていることから、同工場での資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部C工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

昭和47年7月14日から同年8月31日までA社本店に在籍し、同年9月1日から関連会社のC社（現在は、D社）に出向したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録、同僚の陳述及び申立期間の保険料控除が確認できる同僚の給与明細書等から判断すると、申立人がA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社本店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の保険料を納付したと思うとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から60年3月まで

昭和60年頃、A県B市役所から委託を受けた中年の男性徴収員が自宅を訪れ、「現在、特例制度があり、未納分は全て納付できる。」と言い、手書きの納付書をもたらしたが、1か月ないし2か月後に郵便局に備え付けられた用紙で、それまで未納であった私の満20歳からの申立期間の国民年金保険料約36万円を妻が納付してくれた。後日、私が、同市役所窓口で確認すると、間違いなく入金されているとのことであった。

また、その後、自宅を購入するに際し、夫婦でC団体(当時)からの融資を勧められたところ、「未納(又は、免除)があると貸付できない。」と言われたので、昭和62年7月に61年4月から62年3月までの免除期間の国民年金保険料を追納するとともに、特例納付後に未納であった昭和60年度の保険料を一括して納付した。

昭和63年11月に融資が決定したが、もし、申立期間が未納であれば、保険料納付済期間が不足して200万円までしか借入れできないはずなのに、当時の10年以上15年未満の貸付限度額280万円を借入れた書類が残っていることは、申立期間が納付済みであったあかしである。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年頃、B市役所から訪れた中年の男性徴収員から、「特例制度」により、未納であった申立人の満20歳からの申立期間の国民年金保険料の納付書をもらい、その妻が全て納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年4月に夫婦連番で払い出されており、同市における夫婦の国民年金被保険者名簿の作成時期及び納付状況等から、同

年5月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この場合、加入手続前の60年頃に保険料を納付することができない上、同年及び加入手続が行われたとみられる61年5月当時は、いずれも国民年金の特例納付実施期間ではないため、申立期間の大部分の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、国民年金と一緒に加入したとみられる申立人の妻の申立期間に相当する期間も、同様に未納となっている。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を20歳まで遡って特例納付するためには、これ以前に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、その妻が約36万円を納付してくれたとしているが、申立期間の各年度当時の保険料額で試算すると約41万円となり一致しない上、B市は、保険料徴収員制度について、国民健康保険は平成20年度まで存続していたが、国民年金については昭和58年4月に廃止されたと回答していることから、60年頃に申立人宅を訪れたとする徴収員は、国民健康保険料の徴収員であった可能性が考えられる。

なお、申立人は、夫婦でC団体から住宅購入資金の融資を受けるに際し、申立人の融資額が申立期間の国民年金保険料が納付済みであった場合の「10年以上15年未満に該当する280万円」であることを納付の根拠と主張しているが、申立期間を含めた申立人の国民年金の加入期間は、借入申込時点で約11年間となっており、当時における融資額の決定にあたっては、国民年金の加入期間に基づいて行われた事例が散見されることを踏まえると、納付済期間とは関係なく、加入期間に基づいて融資額が決定された可能性も考えられ、納付の根拠としては乏しい。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から60年3月まで

私は、自宅を購入するに際し、A団体(当時)からの融資を受けるには、1か月間でも国民年金保険料に未納があると受けられないので、昭和61年4月から62年3月までの免除期間の保険料を同年7月に追納後、それまで未納であった申立期間及び昭和60年度の保険料約15万円を一括して納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月から62年3月までの免除期間の国民年金保険料を同年7月に追納後に、それまで未納であった申立期間及び昭和60年度の保険料を一括して納付したと申し立てているところ、申立人が追納した昭和62年7月時点において、既に申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は、当該追納前には、未納期間の保険料を一括して納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、1か月間でも未納があると、A団体から融資を受けられないと主張しているが、申立人は申立期間前に3年以上の厚生年金保険被保険者期間を有し、その融資要件は、「借入申込日の属する月の前々月までの引き続く24か月間に国民年金の保険料に滞納がないこと。」とされていることから、申立人が上記追納後に融資を申し込んだ場合、その時点で申立人は、申立期間直後の昭和60年4月以降の2年間以上が追納期間を含めて保険料の納付済期間であるので、申立期間が未納であっても融資要件を満たしていることとなる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から53年8月まで

私は、昭和45年3月に結婚後、A県B市の夫の勤務先の社宅に居住するようになり、社宅の友人から国民年金について教えてもらい、同年3月ないし同年5月頃に、その友人に付き添われて区役所で国民年金の加入を行った。その時に国民年金保険料を納付し、茶色の国民年金手帳を受け取った後は、毎月区役所で保険料を納付し、その都度、同手帳にスタンプを押してもらっていた。

昭和53年1月に夫の転勤のため、C県D市の社宅に転居後も国民年金保険料を納付していたが、同年8月にE県F市に転居した際、国民年金手帳を紛失し、同町で新しく年金手帳を発行してもらった。

B市で発行された国民年金手帳は持っていないが、申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳を見ると、「初めて被保険者となった日」として昭和53年10月17日と記載され、F市において国民年金に任意加入したことが確認できるとともに、同町を管轄するG社会保険事務所（当時）で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、当該資格の取得日は、申立人のオンライン記録と一致している。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、B市において国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同市で別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地における国民年金受付処理簿の内

容を全て視認したほか、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、B市での国民年金保険料の納付方法について、毎月区役所で納付していたとしているが、同市では、当時、3か月単位で保険料を徴収していたとしており、申立内容と符合しない上、申立期間は8年間以上に及び、これほどの長期間、かつ、複数の行政機関にわたり納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年12月まで
平成7年12月頃に、母親が私の国民年金の加入手続をA県B市役所で行ってくれた。
当時、私は専門学校生で学費を支払うのが精一杯のため、卒業する平成9年3月までの国民年金保険料の免除申請手続も母親が行ってくれた。
その証拠として、平成7年12月14日に私の国民年金の加入手続及び免除申請手続をしたことが記載された母親の日記を提出する。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が専門学校在学中の申立期間の国民年金保険料について、免除承認を受けるためには申立期間が2年度にわたることから、申立期間のうち、平成7年12月から8年3月までの期間については同年1月末まで、これに引き続く翌年度の同年4月から9年3月までの期間は8年5月末までの計2回の免除申請手続が必要であるところ、申立人のオンライン記録によると、当該時期に免除申請が行われた記録は確認できない上、9年2月28日に申立人の免除申請手続が行われ、申立期間直後の同年1月から同年3月までの3か月間について免除承認されていることが確認できる。この場合、申立期間が申請免除期間であるとする、平成8年度については、同一年度内を2回に分けて免除申請したこととなり不自然である。

また、申立人から提出のあった平成7年12月14日に、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続を行ったことが記載されたその母親の日記と称するメモは、1枚のみであるため、当該メモ以外の日記の提出を母親に求めたところ、「昨年、引っ越したときに日記等は処分することにしたが、心に残るも

のはメモ帳から切り離して残していた。その中に、たまたま長男の20歳の誕生日のものが残っていたので提出した。」としているほか、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び免除申請手続に直接関与しておらず、これらを行ったとするその母親に当時の事情を聴取しても、「日記に書いてあるとおり、平成7年12月14日に役場で加入手続及び免除申請を行ったが、それ以外のことは覚えていない。」と陳述するのみであり、年金手帳交付の有無、免除申請回数及び免除承認通知の有無等についての具体的な手続状況は不明である。

さらに、上記の日記と称するメモ以外に、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について免除申請していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、4年12月から5年2月までの期間及び9年6月から10年4月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月及び同年3月
② 平成4年12月から5年2月まで
③ 平成9年6月から10年4月まで

申立期間①について、私は当時学生で、住民票上の住所は実家のA県B市にあった。したがって、母親が同市役所で加入手続と申立期間①の保険料を納付してくれたと思う。

しかし、母親は「20年以上前のことなので、詳しいことは覚えていない。」と言っている。

申立期間②及び③について、私は会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時は、いつもC県D市役所の窓口で、国民年金の加入及び国民年金保険料の免除申請の手続を行っていたはずである。

申立期間①、②及び③が、国民年金の未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金の加入は、基礎年金番号制度導入後である平成19年1月であり、申立期間①、②及び③は未加入期間となっている上、申立期間の国民年金保険料の納付又は免除が可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間①、②及び③に係る保険料は、制度上、納付又は免除することはできない。

また、申立期間①については、申立人は、その母親が申立人の国民年金の

加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと陳述していることから、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、「母親は詳しいことは覚えていない。」ともしており、加入手続及び保険料納付についての具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立期間②及び③についても、申立人は、「D市役所の窓口において、加入手続及び免除申請手続を行った。」と陳述しているが、加入手続、申請時期及び申請書の様式などの具体的な記憶はなく、申立期間②及び③に係る申立人による国民年金の加入手続及び免除申請手続をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、特に申立期間③については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の免除事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人から申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付又は免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、同年 9 月、62 年 4 月から 63 年 7 月までの期間、平成元年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び 7 年 4 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 9 月
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 7 月まで
④ 平成元年 4 月から 5 年 3 月まで
⑤ 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで

平成 18 年又は 19 年頃、送付されたねんきん特別便の内容を確認すると、記録が抜け落ちていたため異議を申し立てたところ、その後、送付された回答票では、共済組合員となった昭和 50 年 4 月以降に抜け落ちている期間は無かったので安心していった。その後、回答票は紛失した。

しかし、昨年、年金事務所より、「平成 20 年 3 月分が誤って国民年金の未加入期間となっているが、事務手続で未納期間に処理する。」と電話連絡があったので、同年金事務所に出向き自身の記録を確認したところ、申立期間①から⑤までが未加入期間であると知らされた。

私は、昭和 56 年 3 月 31 日に A 社を退職した後で国民年金に加入しており、未加入期間であることは考えられない。また、国民年金保険料については、加入手続を行ったことで自動引き落としになると思い込んでいたので、年金事務所から未納期間があることを知らされるまでは全く納付していなかったが、その後に母が用立ててくれた 27 万円ぐらいを保険料として一括して納付したことを覚えている。

また、その後も国民年金保険料の納付を忘れることがあったため、督促を受けて何度かまとめて遡って納付したことも覚えている。

所持している昭和 58 年から平成 8 年までの確定申告書（控え）のうち、

内容の確認できる昭和 62 年から平成 8 年までの控えの社会保険料控除欄を見ると、国民年金保険料が含まれていると思われる。この資料を提出するのでしっかりと調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、各申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、各申立期間の国民年金保険料を納付するためには、その都度加入手続を行う必要があるが、申立人から再加入手続に係る具体的な陳述は得られない。

また、オンライン記録を見ると、申立人が B 社を退職した 2 か月後の平成 11 年 6 月 24 日に、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われており、同年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料が同年 10 月 4 日に一括して現年度納付されていることから、申立人は基礎年金番号導入後の同年同月頃に加入勧奨を受けて、初めて加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入当初から、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったことで督促を受けたため、その母親が用立ててくれた 27 万円ぐらいを一括して遡って納付したとしており、また、その後の保険料の納付も忘れがちであったため、同様に督促を受け、遡って納付したとしているが、上述のとおり、各申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が提出した昭和 62 年から平成 8 年までの確定申告書（控え）の社会保険料控除額は、当該期間中に申立人が加入していた共済組合及び厚生年金保険の社会保険料控除額とおおむね一致しており、当該控除額に国民年金保険料は含まれていないものとするのが相当である。

このほか、申立期間は 5 期間で合わせて 11 年 5 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から61年3月までの期間及び62年3月から平成8年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から61年3月まで
② 昭和62年3月から平成8年4月まで

昭和54年6月にA県B市役所で国民健康保険について相談をした際、職員から、手続きをすれば国民年金保険料を免除することができるというので、国民年金の加入手続きを行い、免除申請の手続きも一緒に行ったはずである。

昭和55年度以降の免除申請手続きは、毎年、市役所から送付されてきた免除申請書に記入してすぐに郵送で申請しており、その後、免除申請承認通知書が送付された記憶があるし、生活保護の受給終了直後の免除申請手続きについては、生活保護の廃止決定通知書を受け取った時に、免除申請をしたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月にB市役所で国民年金の加入手続きを行ったと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、B市において、昭和61年6月頃に払い出されたものと推認でき、申立ての加入時期と符合しない上、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料については、制度上、免除申請をすることができない。

また、申立期間①のうち、昭和56年4月から61年3月までの期間について、申立人の元夫は申請免除期間とされていることについて、申立人は、「私

が元夫の免除申請書を送付したと思う。」と陳述しているが、元夫と一緒に自身の免除申請書を送付した具体的な記憶は定かではなく、当該期間に係る免除申請をうかがわせる状況を確認することはできない。

次に、申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、昭和61年6月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料の免除申請を行うことは可能である。

しかし、申立人は、「市役所から送付された免除申請書で申請手続きをしていた。」と陳述しているが、B市では、「当時、前年度に免除申請が承認された被保険者に対し、免除申請書を送付していた。」と回答しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、平成8年7月10日になって昭和62年3月以降の法定免除記録の消滅処理が行われていることが確認できることから、当該処理より前においては、申立期間②は法定免除期間とされており、申立人に免除申請書は送付されなかったと考えられ、陳述内容と符合しない。

また、申立人は、「年金手帳の中に、生活保護の廃止決定通知書が挟んであったので、この通知書を受け取った時に免除申請手続きを行ったはずである。また、その後は、毎年、市役所から送付された免除申請書で申請手続きを行った後、免除申請承認通知書が送付された。」と陳述するのみであり、法定免除消滅直後における免除申請の具体的な手続き内容及び翌年度以降の免除申請時期などについての記憶は明確ではない上、申立期間②を免除申請するためには10回の申請手続きが必要であり、これほどの回数にわたって行政の事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①及び②の保険料の免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和 51 年 4 月 1 日に同社に入社し、B職として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和 53 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の元事業主は、「申立期間当時、A社は、会社設立後まだ日が浅く、社会保険まで手が回らなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。当然ながら申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないし、私自身、同社が適用事業所となるまでの間は国民年金に加入していた。」旨陳述している。

さらに、前述の元同僚は、「申立期間当時、会社はまだ業績が悪く社会保険がなかった。会社の業績が上向きになり、昭和 53 年になって、新たに大卒を採用するに当たって社会保険に加入した。私が大学に求人票を持って行ったので、よく覚えている。」と陳述している。

加えて、A社は、平成 4 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立期間当時の保険料控除に関する資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月3日から同年9月16日まで
② 昭和23年1月1日から24年12月30日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが分かった。私は、当該事業所に昭和21年6月3日から24年12月30日まで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和21年6月3日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年8月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した元従業員3人に事情を照会したところ、そのうちの1人は、申立人を記憶しているものの、勤務期間及び保険料控除については分からないと陳述しており、このほかの2人は、申立人を記憶していない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が氏名を記憶しており、自身より先に勤務していたとする元同僚の記録を見ると、申立人と同月に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同人は所在が不明であり、同人から申立期間①当時の状況を聴取することができない。

加えて、オンライン記録によると、A社は、昭和23年1月20日に厚生年

金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は所在が不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和24年12月30日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和23年1月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同年1月1日付けで、申立人を含む同社の被保険者13人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の13人のうち、所在が判明し申立人を記憶しているとする元従業員は、申立人の勤務期間及び保険料控除については分からないと陳述している上、申立人が記憶している元同僚は、前述のとおり所在が不明のため事情を聴取することができない。

さらに、申立人が氏名を記憶していた別の元同僚4人について、そのうち2人は、前述の被保険者名簿に氏名が見当たらない上、このほかの2人も死亡又は病気のため、これらの者から申立期間②当時の状況を聴取することができない。

加えて、A社は現存しておらず、申立期間②当時の事業主は所在が不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年頃から26年1月22日まで
② 昭和26年5月2日から28年頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。勤務時期及び勤務期間を特定することはできないが、同社には昭和22年頃に入社して約3年間勤務し、一旦、退職後に復職して、28年頃までに再度約3年間勤務したので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年頃から28年頃までの期間のうち、約6年間について、A社C事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管しているA社C事業所の年金健康保健台帳を見ると、申立人に係る資格取得年月日欄に「26年1月22日」、資格喪失年月日欄に「26年5月2日」と記載されていることが確認できる。

また、B社は、「当社が保管しているA社C事業所の年金健康保健台帳において、昭和14年から28年までに資格を取得している者の記録を確認したが、既存の記録（昭和26年1月22日に資格を取得、同年5月2日に資格を喪失）以外に申立人に係る記録は見当たらなかった。このことから、当時、同社C事業所が年金事務所の記録どおりの届出を行ったものと考えられる。また、仮に申立人が申立期間①及び②に同社C事業所に在職していた場合でも、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはなかったと思う。」旨回答している。

さらに、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立人の資格取得日及び資格喪失日とそれぞれ同日であることが確認できる同僚は、「私と申立人は同郷で、当時、申立人が職業安定所からA社C事業所を紹介されたと聞いたので、私も職業安定所に出向き、申立人と一緒に同社C事業所に入社した。その後、半年間ほど勤務し、申立人と一緒に同社C事業所を退職した。」と陳述している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 8 月 26 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低く記録されていることが分かった。
申立期間の勤務状況はそれ以前と変わっておらず、当時の月収は約 40 万円程度であったところ、預金通帳からも毎月 30 万円前後の給与振込額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する預金通帳により、申立期間において、申立人の主張する額の給与振込があったことが確認できる。

しかし、A社は、平成 14 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役二人はいずれも賃金台帳等の関連資料を所持しておらず、「申立人の申立期間に係る給与総支給額及び保険料控除額は不明である。」旨陳述している上、申立期間当時の同社の顧問税理士からも何ら回答は得ることができない。

また、申立期間当時の給与計算担当者は、A社における取扱いとして、「実際の給与総支給額とは異なる低い報酬月額を届け出ていた。また、当該届出額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料額を、申立人の給与から控除するようなことはなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不適切な事務処理が行われた事跡は認められない上、B厚生年金基金の記録によると、申立人の同基金における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 1 月まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 11 月 1 日から 52 年 2 月 27 日まで

年金事務所に夫の年金記録を照会したところ、夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。夫は同社には、昭和 30 年 1 月まで勤務していたので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者だったと認めてほしい。

また、夫がB社で勤務した申立期間②、C社で勤務した申立期間③及びD社で勤務した申立期間④に係る標準報酬月額が、著しく低く記録されていることが分かった。その時の夫の給与額は、妻である私の給与額より高かったはずであるので、当該期間に係る夫の標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の事業所控えを見ると、同届の控えに記載されている申立人の被

保険者資格の喪失日は、昭和 29 年 9 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できるところ、同社は、「申立人の当社における在籍期間は、当該届の控えの記載のとおり、昭和 29 年 9 月 1 日までである。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した者に対して照会を行ったところ、複数の者が「A 社における自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、実際の退職日と一致している。」と回答している一方、申立人の退職時期について記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人は、死亡しているため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等について陳述を得ることができない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、B 社における当該期間に係る申立人の標準報酬月額が、直前に勤務した別事業所の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額と比べ、著しく低く記録されていると申し立てている。

しかし、B 社は、昭和 53 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B 社の元取締役の一人は、「申立期間当時、B 社は小規模で経営状態も良くなかった。前の職場で高い給与が支給されていたとしても、高額な給与は支給されなかったと思う。」と陳述している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した者に対して照会を行ったが、回答のあった者は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できなかった。

加えて、前述の B 社に係る被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

申立期間③については、C 社における当該期間に係る申立人の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低く記録されていると申し立てている。

しかし、C 社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであるため、申立人の

申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、C社の申立期間③当時における経理担当者は、「C社において、社会保険関連の届出及び厚生年金保険料の控除に係る取扱いは適正に行われていたと思う。」と陳述しているところ、複数の元従業員も、「申立人は役職者ではなかったし、申立人の給与額が2万円と記録されているのであれば、妥当な額であると思う。」旨陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

申立期間④については、D社における当該期間に係る申立人の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低く記録されていると申し立てている。

しかし、D社から提出された「申立人の嘱託に係る稟議書」（昭和43年10月作成）の写しを見ると、申立人の同社入社時における給与月額については、固定給2万円に歩合給を加えた額とされていることが確認できる。

また、D社から提出された申立人の申立期間④の一部期間に係る賃金台帳及び源泉徴収簿を見ると、申立人の基本給は、各月とも2万円と記されている上、当該基本給からは、おおむね標準報酬月額2万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、D社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和46年度及び51年度）から確認できる標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人は既に死亡している上、申立期間②、③及び④について、給与明細書等の提出は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 12 月 14 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。

申立期間当時、私はA社の代表取締役として勤務し、社会保険の事務等も行っていたが、申立期間の標準報酬月額を引き下げようとはしていないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年12月14日）以後の平成7年12月19日付けで、6年9月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成3年4月*日の同社設立時から上記の遡及訂正の処理が行われた日までの期間を通じ、継続して同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額を遡って引き下げる届出を行った記憶はない。」と主張しているが、申立期間当時、A社に厚生年金保険料の滞納があったことを認めている上、「A社において、社会保険事務所（当時）への届出事務は、私が行っていた。また、同社設立以降、平成8年10月*日に廃業するまでの間、同社の法人印及び銀行印は、私が管理していた。」旨陳述しており、オンライン記録からも、申立期間当時の被保険者は、申立人とその妻の二人以外確認できないことに鑑みると、申立人は、同社の代表取締役として、同社の業務全般について掌握する立場にあり、前述の標準報酬月額

の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

さらに、年金事務所の記録によると、A社に係る全喪処理の受付日は、前述の遡及訂正の処理を行った日と同日付けとなっていることから、当該遡及訂正の処理は、事業主からの届出に基づく全喪手続と併せて行われたものと考えるのが自然であり、申立期間に係る当該遡及訂正の処理について、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年11月6日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤労働員学徒として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
私がA社で勤務していたことを確認できる資料は無いが、同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当社保管の申立期間当時の人事関係資料に申立人の氏名は無く、申立人の在籍は確認できない。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる211人のうち、137人から回答を得たが、申立人を知っているとする者は無く、申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認することはできない。

なお、申立人に係る学校の卒業証明書を見ると、申立人が、申立期間のうち、昭和17年6月から20年3月までの期間、同校に在籍していたことが確認できるところ、同校の同窓生が、申立人を知らないとしながらも、申立期間と同時期に、複数の同級生と共にA社において、勤労働員学徒として勤務していたと陳述していることから、申立人が申立期間に同社において勤労働員学徒として勤務していた可能性が考えられる。

しかし、当該同窓生については、前述の被保険者名簿に氏名が見当たらず、

同人が、「A社で勤労働員学徒として勤務していた期間には、厚生年金保険に加入していなかった。同社からは昼食のみが支給され、給与は支給されなかった。」旨陳述していることを踏まえると、A社において勤労働員学徒として勤務していたならば、申立人も、当該同窓生と同様に、厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが自然である。

なお、勤労働員学徒は、労働者年金保険法施行令（昭和16年12月27日勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）において、労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者に該当しない取扱いと規定されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 30 日から 51 年 11 月 1 日まで
② 昭和 52 年 3 月 23 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 7 月 10 日まで
④ 昭和 55 年 8 月 21 日から 60 年頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、現在の A 社の関連事業所であった「B 社」で勤務した期間に係る被保険者記録が無いことが分かった。

昭和 50 年代の 1 年ないし 1 年半程度の期間（他の事業所において、厚生年金保険被保険者となっている期間を除く。）、B 社で、C 職、D 職等の業務に従事していた。当該事業所で勤務した期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明だが、申立期間①、②、③及び④のうち、1 年ないし 1 年半程度の期間、E 市内の B 社で勤務したと主張している。

しかし、年金事務所の記録において、B 社及び類似名の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、年金事務所の記録から、申立期間①、②、③及び④又はこれらの前後期間において F 県内に所在し、「A」名が付されていることが確認できる、G 社、H 社及び I 社の 3 事業所について、A 社は、関連事業所であったとしていることを踏まえ、それぞれに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者記録が確認できる者に対し事情照会を行い、16 人から回答を得たが、申立人を記憶しているとする陳述は、誰からも得られなかった。

さらに、上記 16 人のうち、複数の者が「B 社は、J 社 K 支店であった。」と

陳述しているところ、年金事務所の記録を見ると、申立人が、昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 3 月 23 日までの期間、J 社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得している者に事情照会を行い、9 人から回答を得たが、申立人が同社又は B 社に勤務した期間を特定し得る陳述は得られなかった。

なお、上記 9 人のうち、複数の者が「自身も E 市にあった B 社で勤務していた。同事業所で勤務した期間については、J 社で厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しているところ、前述の A 社から提出された社内報を見ると、従業員の欄に申立人を含む 4 人の氏名が記載されていることが確認できることから、これらの者は、当該社内報の作成時期（昭和 52 年 2 月頃から同年 4 月頃まで）には「L 社」で勤務していたものと考えられるが、年金事務所の記録においては、いずれの者も、J 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる一方で、「L 社」又は「B 社」における被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の A 社は、「当時の人事関係資料が無いため、申立人の昭和 50 年代における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、B 社における事業主の氏名を記憶しておらず、同僚についてもその所在を特定できないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認することができない。

このほか、G 社、H 社、I 社及び J 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらず、ほかに申立人の B 社における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年2月1日まで

申立期間にA社で勤務し、B職等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。私が同社で勤務していたことは、一緒に勤務していた同僚が記憶している。また、給与から税金を引かれ、年末調整をしたぐらいであるから、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間にA社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は見当たらない。

また、A社人事室は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況は不明である。」と回答している。

なお、制度上、常時5人以上の従業員を使用するC団体の事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和29年5月1日からである。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 48 年 7 月頃から 49 年 1 月頃まで

申立期間①にA社で勤務し、B職及びC職をしていたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間②には、D市にあったE社で勤務し、B職などを担当していたが、こちらも厚生年金保険被保険者記録が無い。

2社共に正社員であったので、厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社での勤務状況及び業務内容を具体的に陳述している上、F組織から提出されたA社（G事業所）の施設賃借申込書に記載されている内容と、申立人の陳述内容が符合することから、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は見当たらない。

また、前述の施設賃借申込書に記載されているA社の事業主及び申立人が同僚であったとする者はいずれも所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間①における保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、A社G事業所があった地域内で、申立期間①当時から現在に至るまで事業をしている6事業所に照会したが、A社の事業主の所在及び申立人に係る保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録も確認できない。

次に、申立期間②について、申立人はE社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、E社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は見当たらない。

また、E社の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、E社の事業所があった地域内で、申立期間②当時から現在に至るまで事業をしている11事業所に照会したが、同社の事業主の所在及び申立人の勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、申立人のE社における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13680 (事案 11768、13072 及び 13459 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 27 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②について、これまで年金記録確認第三者委員会に3回申立てを行い、いずれも記録の訂正は認められないとの回答を受けたが、切り捨てられる根拠が理解できない。

新たな資料及び証拠書類は無いが、再度申し立てる。申立期間①にA社で、申立期間②にB社で勤務し、毎月強制的に厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の当時の事業主及び同僚から申立人の申立期間①における勤務を確認できず、再申立ての際に申立人から提出された上申書を見ても、勤務実態及び保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない等として、また、申立期間②に係る申立てについては、B社の従業員数は10人ほどであったと考えられるところ、当時の被保険者数は6人であることなどから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月12日付け、24年2月10日付け及び同年8月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得できないとして、申立期間①及び②について再度申し立てているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。